

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月7日

京都市長 門川 大作

京都市規則第45号

京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条ただし書中「市長」を「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「条例」という。）第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、「ときは」の右に「，市長の承認を得て」を加え、「ある」を「できる」に改める。

第2条の見出し中「徴収」を「収受」に改め、同条中「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例（以下「」を削り、「」という。）第3条第1項及び第2項」を「第5条第1項」に改め、「入場料」の右に「及び同条第4項に規定する観覧料等」を加え、「（第1号様式）」を「その他これに類するもの（以下「入場券等」という。）」に、「徴収する」を「収受する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入場券等の種類及び様式は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第3条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「第4条」を「第6条」に、「使用の」を「利用の」に、「者」を「もの」に、「無鄰菴使用許可申請書（第2号様式）を市長」を「指定管理者が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者」に改める。

第4条本文中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「入場料等」に改め、同条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第9条ただし書」に、「使用料」を「同条本文に規定する入場料等（以下「入場料等」という。）」に改め、同条第1号中「使用」を「利用を制限し、又は利用」に改め、同条第2号中「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第7条中「第8条」を「第10条」に、「入場料又は使用料」を「入場料等」に、「者」を「もの」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条の見出しを「(入場券等の提示)」に改め、同条中「入場券」を「入場券等」に改め、「入場」の右に「又は観覧その他の特別の事業に関する施設の利用」を加え、「求め、一部を切り取って回収する」を「求める」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第2条 京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市無鄰菴等条例施行規則

第1条本文中「及び岩倉具視幽棲旧宅」を「、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸」に改め、同条ただし書中「京都市無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅条例」を「京都市無鄰菴等条例」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)